

議会全員協議会会議次第

平成28年2月22日 午前9時00分～
松川町役場 協議会室
全員協議会に関する規定、当会議の公開 有無

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 平成28年第1回臨時会補正予算について

議案書

① 人事院勧告の状況について

[総務課] 資料No.1

② 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

[総務課] 資料No.2

平成27年度一般会計補正予算(第7回)について(人件費関係)

〃 特別会計(人件費関係)

平成27年度一般会計補正予算(第7回)について(人件費以外)

平成27年度発電事業特別会計補正予算(第2回)について

[環境水道課] 資料No.3

4. 報告事項

(1) 専決事項の報告について

[総務課] 議案書

平成27年度一般会計補正予算(第6回)について

(松川荘冷温水発生機溶液循環ポンプ)

[保健福祉課] 資料No.4

(2) 旧国土交通省官舎及び土地等の買入れについて

[まちづくり政策課] 議案書

(3) 第5次松川町総合計画について

[まちづくり政策課] 議案書
別冊

(4) 地方創生加速化交付金について

[まちづくり政策課] 資料No.5

(5) 松川町社会福祉センター等の指定管理者の選定について

[保健福祉課] 資料No.6

(6) 奨学金について

[こども課] 資料No.7

(7) 全国植樹祭について

[産業観光課] 資料No.8

(8) みらいリニューアルについて

[産業観光課] 資料No.9

[裏面に続く]

5. その他

-
-

6. 閉 会

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査(完了率87.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36% [行政職(一)…現行給与 408,996円 平均年齢43.5歳]
[俸給 280円 地域手当 1,156円 はね返し分(注) 33円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月(公務の支給月数 4.10月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定(平均改定率0.4%)

② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

(3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
27年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.75月 (支給済み)	0.85月 (現行0.75月)
28年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.80月	0.80月

[実施時期]

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の課題

(1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

III 給与制度の総合的見直し

1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

2 平成28年度において実施する事項

(1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

- * 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

松川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）【第1条】新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>(勤勉手当の額)</p> <p>第30条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に _____ 100分の75 _____ を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前条の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 _____ 100分の35 _____ を乗じて得た額の総額</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(勤勉手当の額)</p> <p>第30条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前条の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>2・3 (略)</p>

松川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）【第1条】新旧対照表

現行

改正後（案）

別表第1（第5条関係）

別表第1（第5条関係）

給料表

給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	

38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700

38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800

85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			
99		294,200	342,200			
100		294,600	342,500			
101		294,800	342,800			
102		295,100	343,200			
103		295,500	343,600			
104		295,800	344,000			
105		296,000	344,500			
106		296,300	344,900			
107		296,700	345,300			
108		297,000	345,700			
109		297,200	346,200			
110		297,600	346,600			
111		298,000	346,900			
112		298,300	347,200			
113		298,400	347,700			
114		298,700				
115		299,000				
116		299,400				
117		299,600				
118		299,800				
119		300,100				
120		300,400				
121		300,800				
122		301,000				
123		301,300				
124		301,600				
125		301,900				
再任用職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800

85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			
105		297,100	345,600			
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			
110		298,700	347,700			
111		299,100	348,000			
112		299,400	348,300			
113		299,500	348,800			
114		299,800				
115		300,100				
116		300,500				
117		300,700				
118		300,900				
119		301,200				
120		301,500				
121		301,900				
122		302,100				
123		302,400				
124		302,700				
125		303,000				
再任用職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900

松川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）【第2条】新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>(勤勉手当の額)</p> <p>第30条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前条の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(勤勉手当の額)</p> <p>第30条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の80</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前条の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>100分の37.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>2・3 (略)</p>

松川町太陽光発電事業会計の補正予算について

資料No. 3

平成28年2月22日 環境水道課

1. 概要

- ・第1回補正(12月)にて、中央公民館設備工事をH27年度発注とした。同補正予算による実施設計の結果、積算工事費が増額。
- ・中電への接続工事費が、中電の設計見積の結果、4箇所それぞれに増額となり、工事負担金の増額。
- ・これらの財源として、財政調整基金を財源とする一般会計繰入金の増額。
- ・中央小学校、中央公民館工事関係予算の繰越増

2. 補正額明細

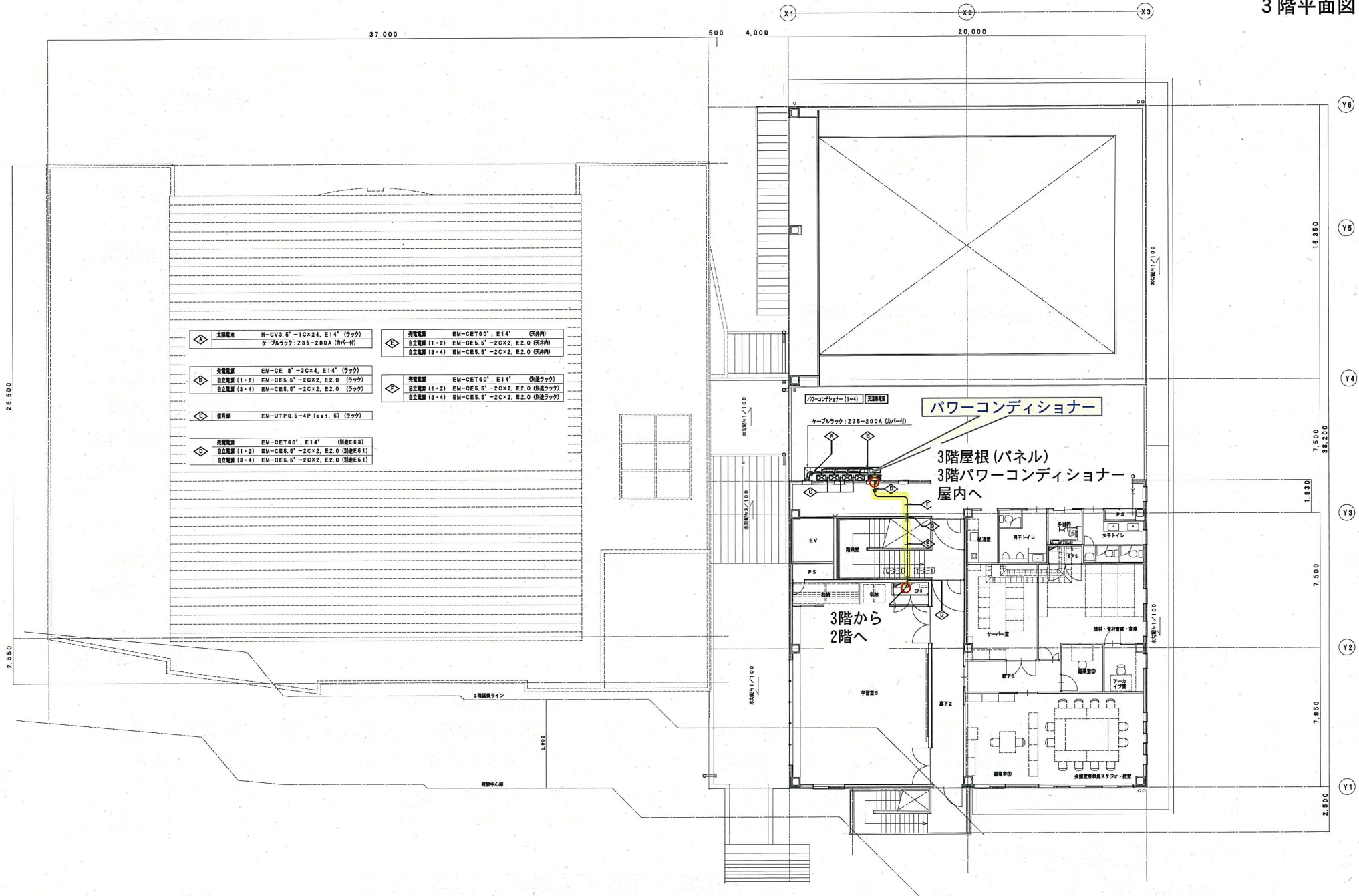
(千円)

科目	予算現額	支出予定額	補正額	備考
(歳入)				
一般会計繰入金	59,591	62,231	2,640	←一般会計繰出金←財政調整基金
歳入計			2,640	
(歳出)				
工事請負費	57,487	58,967	1,880	繰越
役場設備工事	16,136	16,136	0	
中学校設備工事	15,866	15,866	0	
中央小設備工事	16,221	15,314	-907	発注
中央公民館設備工事	9,264	11,651	2,387	施設内・外配線工事、管理費増 (別図)
雑工事留保		400	400	
負担金補助及び交付金				
(中電接続工事負担金)	1,200	1,960	760	
役場設備	300	380	80	
中学校設備	300	680	380	高圧線の架線、建柱
中央小設備	300	400	100	繰越
中央公民館設備	300	500	200	低圧線の架線 繰越
歳出計			2,640	

3. 繰越明許費の変更

変更前	変更後	増減
26,361	28,541	2,180

3階平面図

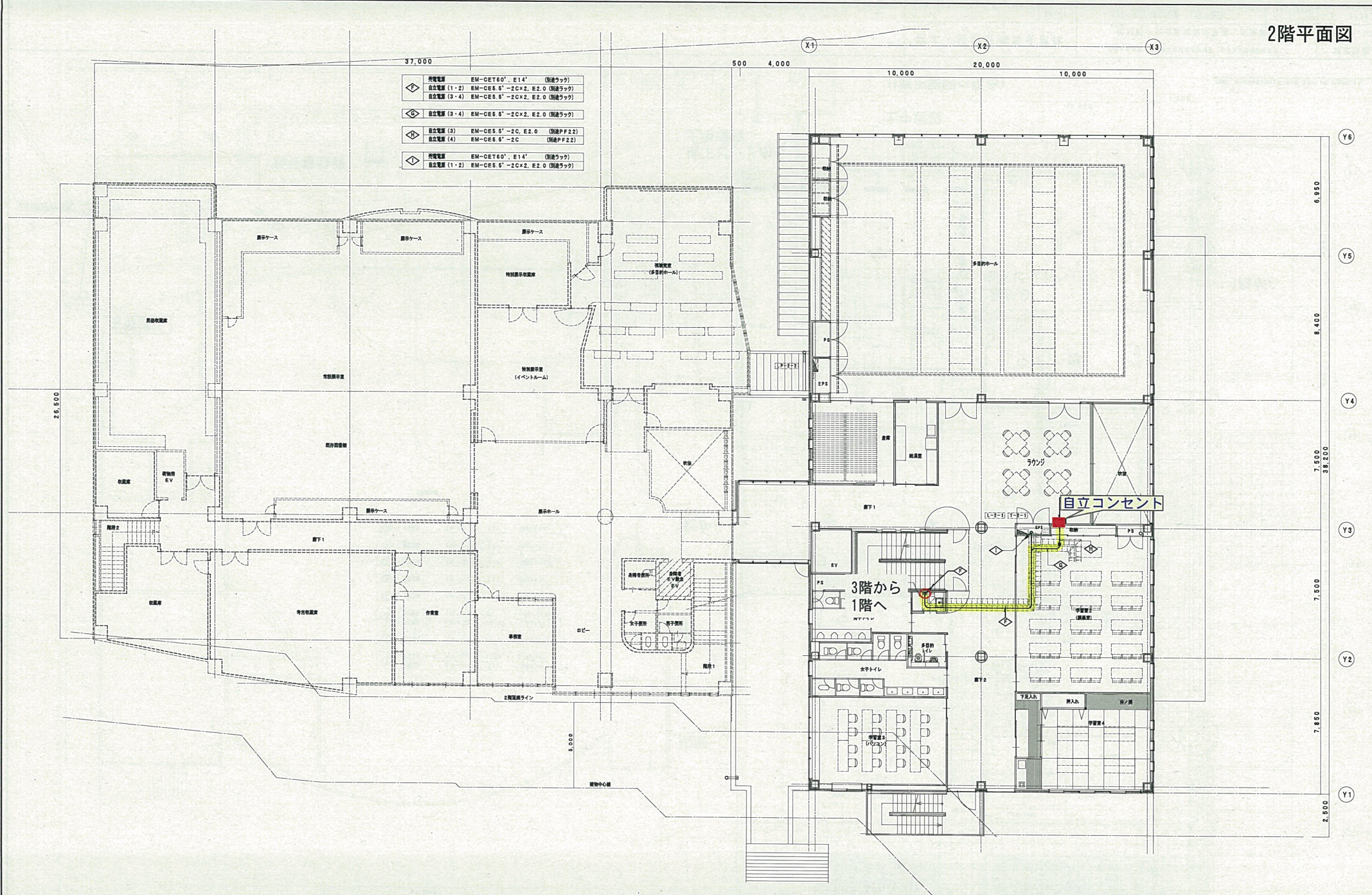


- 太陽電池 H-CV3.5' - 10X24, E14' (ラック)
ケーブルラック: Z35-200A (カバー付)
- 充電電源 EM-CE 8' - 30X4, E14' (ラック)
自立電源 (1・2) EM-CE6.5' - 20X2, E2.0 (ラック)
自立電源 (3・4) EM-CE6.5' - 20X2, E2.0 (ラック)
- 換気扇 EM-UTP0.5-4P (out. 5) (ラック)
- 充電電源 EM-CET60', E14' (天井内)
自立電源 (1・2) EM-CE6.5' - 20X2, E2.0 (天井内)
自立電源 (3・4) EM-CE6.5' - 20X2, E2.0 (天井内)
- 充電電源 EM-CET60', E14' (別途ラック)
自立電源 (1・2) EM-CE6.5' - 20X2, E2.0 (別途ラック)
自立電源 (3・4) EM-CE6.5' - 20X2, E2.0 (別途ラック)
- 充電電源 EM-CET60', E14' (別途E63)
自立電源 (1・2) EM-CE6.5' - 20X2, E2.0 (別途E61)
自立電源 (3・4) EM-CE6.5' - 20X2, E2.0 (別途E61)

パワーコンディショナー
3階屋根 (パネル)
3階パワーコンディショナー
屋内へ

3階から
2階へ

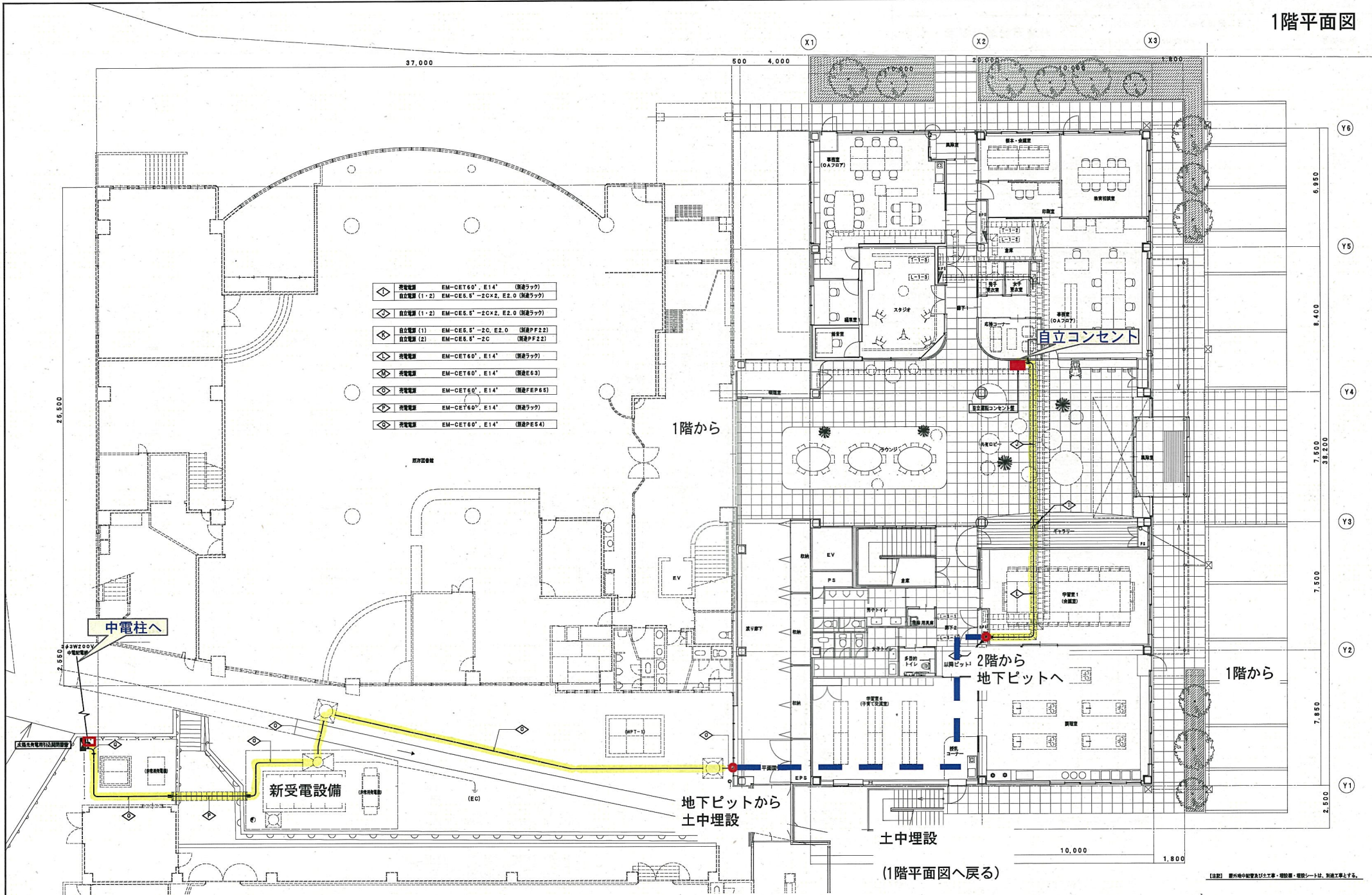
2階平面図



- ◇ 充電電源 EM-CET60'・E14' (固定ラック)
- ◇ 自立電源 (1・2) EM-CE6 6' -2CX2, E2.0 (固定ラック)
- ◇ 自立電源 (3・4) EM-CE6 6' -2CX2, E2.0 (固定ラック)
- ◇ 自立電源 (3・4) EM-CE6 6' -2CX2, E2.0 (固定ラック)
- ◇ 自立電源 (3) EM-CE6 6' -2C, E2.0 (固定PF22)
- ◇ 自立電源 (4) EM-CE6 6' -2C (固定PF22)
- ◇ 充電電源 EM-CET60'・E14' (固定ラック)
- ◇ 自立電源 (1・2) EM-CE6 6' -2CX2, E2.0 (固定ラック)

自立コンセント

3階から
1階へ



- ◇ 売電電源 EM-CET60, E14 (別途ラック)
- ◇ 自立電源 (1-2) EM-CE6.8²-2C×2, E2.0 (別途ラック)
- ◇ 自立電源 (1-2) EM-CE6.8²-2C×2, E2.0 (別途ラック)
- ◇ 自立電源 (1) EM-CE6.8²-2C, E2.0 (別途PPF22)
- ◇ 自立電源 (2) EM-CE6.8²-2C (別途PPF22)
- ◇ 売電電源 EM-CET60, E14 (別途ラック)
- ◇ 売電電源 EM-CET60, E14 (別途E63)
- ◇ 売電電源 EM-CET60, E14 (別途FPE65)
- ◇ 売電電源 EM-CET60, E14 (別途ラック)
- ◇ 売電電源 EM-CET60, E14 (別途PE54)

1階から

2階から
地下ピットへ

地下ピットから
土中埋設

土中埋設

(1階平面図へ戻る)

【注】 図外地下埋設及び土中・埋設線・埋設シートは、別途工事とする。

松川荘冷温水発生機溶液循環ポンプの交換について

① 経過

1月27日、午後12:45分に事務所冷暖房装置主電源から、異常警告音が鳴り業者へ連絡。13:30業者到着。エラーは冷温水発生機内の溶液循環ポンプの故障が原因、機種が古いため修理不能、ポンプの交換が必要。

平成27年の10月交換した部分とは別の個所。

② 購入の時期

平成8年7月

③ 金額 507,600円(税込)

④ 冷温水発生機溶液循環ポンプの機能

冷温水循環機内で夏は冷水が、冬は温水が作られ、その水が循環されて各居室の空調へ流れて行き、天井に設置されている空調機械から、冷気、暖気が出るようになっていますが溶液循環ポンプは冷温水発生機械全体を暖める機能があり、このポンプの故障により機械の中が暖まらないため作動しない状況です。

⑤ 松川荘の暖房について

床暖も場所や時間帯により寒い場所があり、今回、明和工業で緊急対応としてストーブ5台貸し出して下さり使用しています。

特に夜間、朝方は廊下や食堂等、広い場所が寒いと利用者様からの声もあり夜勤者がストーブを移動させながら寒くない様に対応しています。

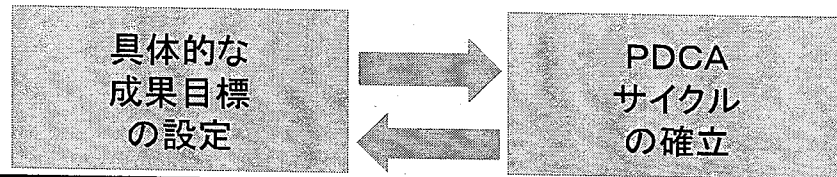
また床暖は節約のために時間で止まるように設定していましたが、現在はできるだけ連続で使用して、施設内の温度が22～23度を維持できるように調整しています。

地方創生加速化交付金

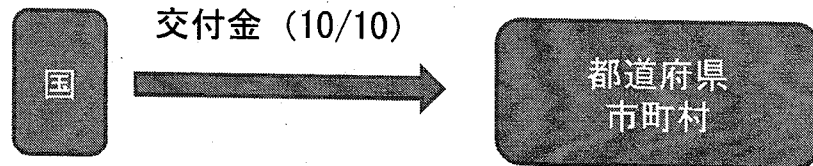
27年度補正予算計上額 1,000億円（新規）

事業概要・目的

- 一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、「希望を生み出す強い経済」を実現するため、また、「子育て支援」や「安心につながる社会保障」も含め「新・三本の矢」の取組に貢献するため、地方創生加速化交付金を創設するもの。
- 地方版総合戦略に基づく各自治体の取組について、上乘せ交付金等での特徴的な事例も参考にしつつ、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図る。
- KPIとPDCAサイクルを組み込んだ自治体の自主的・主体的な取組を支援。



資金の流れ



事業イメージ・具体例

【想定される支援対象】

- 地域のしごと創生に重点を置きつつ、一億総活躍社会実現に向けた緊急対策にも資する、効果の発現が高い事業を対象。
- しごと創生・・・ITを活用した中堅・中小企業の生産性向上や新事業促進、農林水産品の輸出拡大、観光振興（DMO）、対日投資促進 等
 - 人の流れ・・・生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等
 - 働き方改革・・・若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等
 - まちづくり・・・コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市 等

期待される効果

- 各自治体が地方版総合戦略の取組の先駆性を高め、レベルアップの加速化が図られることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など「目に見える地方創生」の実現に寄与。

地方創生加速化交付金の概要（イメージ）

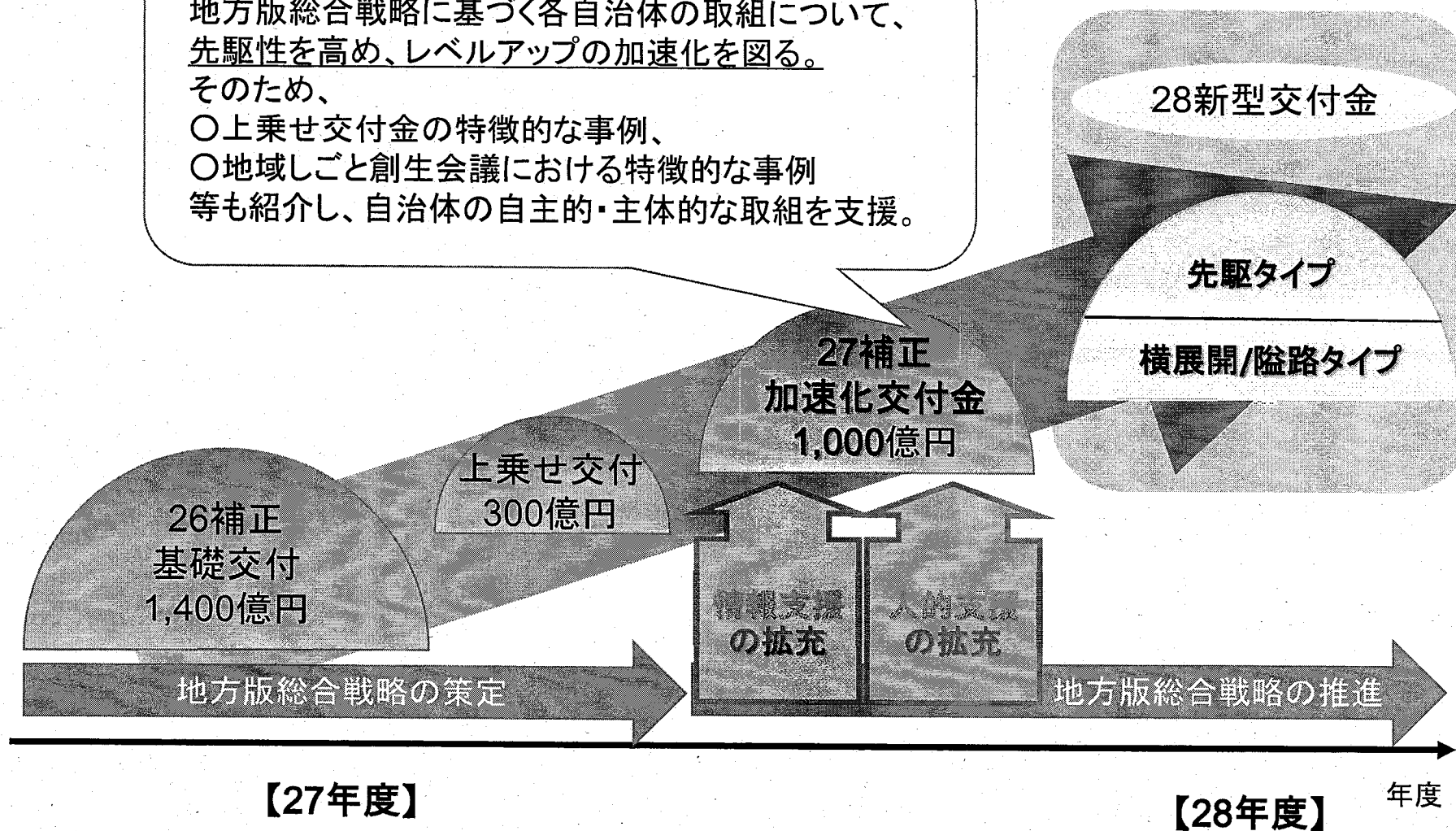
地方版総合戦略に基づく各自治体の取組について、
先駆性を高め、レベルアップの加速化を図る。

そのため、

○上乗せ交付金の特徴的な事例、

○地域しごと創生会議における特徴的な事例

等も紹介し、自治体の自主的・主体的な取組を支援。



地方創生加速化交付金の事業計画について

【単独事業分】

(単位：千円)

事業名・目的	事業費	事業費の内訳	
		内容	金額
地域資源を生かした地域間交流・移住推進事業 ①くだもの里まつかわ戦略的PR事業 ②観光交流拠点機能強化事業 ③はたらく場と人材確保事業 ④住まいの確保事業	61,889	①およりての森整備委託	2,500
		①農家民泊補助	110
		①まっふる広告掲載	769
		①パンフレットのぼり作成等	1,000
		①移住ガイドブック	972
		①展示商談会出展経費	370
		①フランクフルト他職員旅費	2,500
		②みらいリニューアル	30,000
		②移住支援員	10,000
		②職業相談員	1,000
		③企業誘致パンフ	120
		③奨学金償還補助	2,240
		③移住促進補助	2,500
		③商業店舗リフォーム補助	1,000
		③特産品開発器具購入	808
	61,889	ソフト	31,081
		ハード	30,808

【広域連携事業分】

(単位：千円)

飯田下伊那地域における航空機産業分野の人材育成と技術開発力の強化 広域連携事業	27,000	広域連合負担金	27,000
--	--------	---------	--------

計画合計額	88,889
-------	--------

松川町社会福祉センター等の指定管理について

【指定管理者選定内容】

1. 所在地及び名称

- 1) 松川町元大島 2930 番地 12
松川町社会福祉センター (H11年開設)
- 2) 松川町元大島 2930 番地 12
松川町デイサービスセンター (H12年開設)
- 3) 松川町元大島 2965 番地 1
特別養護老人ホーム松川荘 (S56年開設)

2. 指定管理者となる団体の名称

- ・所在地 松川町元大島 2930 番地 12
- ・名称 社会福祉法人 松川町社会福祉協議会
会長 大場 克士

3. 指定の期間

平成28年4月1日～平成31年3月31日 3年間
*期間については設置及び管理に関する条例による

4. 選定理由

- 1) 松川町社会福祉協議会は、松川町社会福祉センター及び松川町デイサービスセンターを平成18年9月1日から、特別養護老人ホーム松川荘を平成19年4月1日から運営管理を安定的に行っており、今後とも指定管理者が行うべき業務を確実に行うことが見込まれる法人である。
- 2) 松川町社会福祉協議会は「高齢者生きがいデイサービス事業」や「ホームヘルパー派遣事業」等を町から受託し、町の福祉施策の一翼を担ってきた実績がある。
- 3) 指定管理者の指定により、社協の現職員の雇用及び労働条件を継続ができる。

松川町奨学金貸与規則の一部を改正する規則（案）

松川町奨学金貸与規則（平成 14 年松川町教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「30,000 円以内」を「50,000 円以内」に改める。

第 8 条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定するほか、申請により半年分又は 1 年分を一括して交付することができる。

第 12 条中「2 倍」を「3 倍」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行し、平成 28 年度の交付から適用する。

松川町奨学金貸与規則（平成 14 年松川町教育委員会規則第 1 号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(奨学金の額)</p> <p>第 3 条 奨学金の貸与月額は、高等学校に在学する者 20,000 円以内、大学に在学する者 <u>30,000 円以内</u>とする。</p> <p>(奨学金の交付)</p> <p>第 8 条 奨学金は毎月本人又は連帯保証人に交付する。4 月分から 9 月分までを 7 月に、10 月分から 12 月分までを 10 月に、1 月分から 3 月分までを 1 月に交付することができる。</p> <p>(奨学金の償還)</p> <p>第 12 条 奨学金の貸与を受けた者は、卒業の月の 1 ヶ年後から貸与を受けた期間の <u>2 倍</u>の期間内に、その金額を月賦、半年賦、又は年賦で償還しなければならない。ただし、全額又は一部を一時に償還することを妨げない。</p>	<p>(奨学金の額)</p> <p>第 3 条 奨学金の貸与月額は、高等学校に在学する者 20,000 円以内、大学に在学する者 <u>50,000 円以内</u>とする。</p> <p>(奨学金の交付)</p> <p>第 8 条 省略。</p> <p><u>2 前項に規定するほか、申請により半年分又は 1 年分を一括して交付することができる。</u></p> <p>(奨学金の償還)</p> <p>第 12 条 奨学金の貸与を受けた者は、卒業の月の 1 ヶ年後から貸与を受けた期間の <u>3 倍</u>の期間内に、その金額を月賦、半年賦、又は年賦で償還しなければならない。ただし、全額又は一部を一時に償還することを妨げない。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、平成 28 年度の交付から適用する。</p>

松川町ふるさと学費応援補助金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、奨学金の貸与を受けて修学した学生生徒のうち、学校卒業後、松川町内に居住する者に対し、その者が借り入れた奨学金等の返済の一部について松川町ふるさと学費応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、松川町の将来を担う人材の確保と定住促進に資することを目的とする。

（対象となる奨学金）

第2条 補助金の交付の対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本学生支援機構 第一種奨学金
- (2) 日本学生支援機構 第二種奨学金
- (3) 地方公共団体が設置する奨学金
- (4) 福祉法人長野県社会福祉協議会 教育支援費
- (5) その他町長が認める奨学金等

（補助金の受給要件）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。ただし、国及び地方公共団体の正規職員となった者は除くものとする。

- (1) 大学、短期大学、専修学校専門課程に進学した者で、在学している期間に前条の奨学金等の貸与を受けた者
- (2) 施行期日の属する年度の前年度以降より奨学金等の償還を開始した者、又は、施行期日の属する年度の前年度以降に新たに松川町に住民登録をした者
- (3) 補助金を受給する年度（以下「補助年度」という。）の前年度の期間中に返還すべき奨学金等を、月賦、半年賦、年賦により返還を行っており、滞納のない者
- (4) 補助年度の前年度から、当該補助金交付申請日まで、引き続き松川町に住民登録があり、現に居住している者
- (5) 交付期間後も引き続き松川町に居住する意思のある者
- (6) 町税等を滞納していない者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助年度の前年度の期間中に返還すべき奨学金等の返還金額の4分の1の額とし、5万円を超える場合は、5万円を限度とする。

- 2 補助年度の前年度において松川町内に居住したが1年に満たない場合は、返還金額を居住月数で按分した金額を、補助対象の返還金額とする。
- 3 繰上げ返還等による奨学金等の返還額は、前項に規定する期間中に返還すべき奨学金等の返還金額に含まないものとする。

（交付期間）

第5条 補助金の交付期間は、最初の交付年度から起算して連続する5年間を限度とする。

(交付申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、松川町ふるさと学費応援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するもの(初回のみ)
- (2) 奨学金等の償還計画表(初回のみ)
- (3) 補助年度の前年度における返還金額を証するもの

2 前項の申請書の提出は毎年4月とする。

3 町長は、交付申請書の提出があったときは、その内容について審査し、補助金の受給要件を備えるときは、補助金の額及び交付についての決定を行い、申請者に対して松川町ふるさと学費応援補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、松川町ふるさと学費応援補助金請求書(様式第3号)により補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、指定された金融機関への口座振込により行うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付決定を行った者が、不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるときは、松川町ふるさと学費応援補助金返還命令書(様式第4号)により補助金の交付決定を取消し、期限を指定して補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行年度に限り、第3条第2号の規定は、平成26年度末に卒業した者を含むものとする。

松川町ふるさと学費応援補助金制度の概要

松川町では、向学心に富む若者を応援し、ふるさとを担う人材の確保と地域の活力を創出するため、奨学金を受けて大学等に進学し、卒業した後にUターンして松川町に住まわれる方や就職などで松川町に移り住まれる方が返還されている奨学金の一部を補助します。

【対象者】

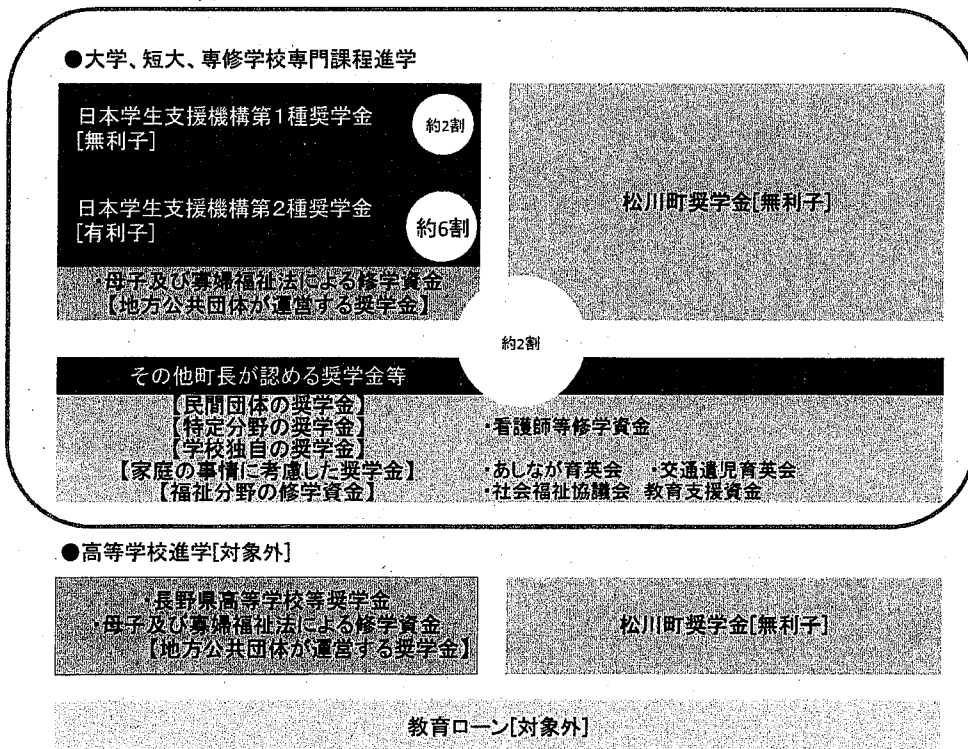
次の要件をすべて満たす方（ただし公務員を除く。）

- ① 奨学金の貸与を受けて大学、短大、専修学校専門課程に進学した者
- ② 平成27年4月以降から奨学金等の返還を開始した者、又は平成27年4月以降に新たに松川町に住民登録した者
- ③ 月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行い、滞納していない者
- ④ 補助申請する前年度より引き続き松川町に住民登録があり、居住している者
- ⑤ 交付期間後も引き続き松川町に居住する意思のある者
- ⑥ 町税等の滞納がない者

【補助金額】

前年度中に返還した奨学金（補助対象金額）の4分の1
 【年間最大5万円】×連続する5回を限度とします。

【補助金の対象となる奨学金】



【交付申請時期】

毎年4月

【補助金交付の流れ】

毎年4月に、対象者が町へ申請書を提出

※補助対象となるのは前年度1年間（4月1日～3月31日）の奨学金返還金額

申請を受けて町が審査（住民登録、居住の有無、奨学金返還金額の確認等）

補助金交付決定通知書の発行後、申請者の指定する金融機関の口座へ補助金を振込み

【補助の対象時期】

		H26.4.1	H26.10.1	H27.4.1	H27.10.1	H28.4.1	H28.10.1	H29.4.1
平成27年3月31日以前から奨学金を返還している場合	①H27.3.31以前から居住							
	⇒ 補助対象外	町内住民登録						
平成27年4月1日以降から奨学金を返還している場合	②H27.4.1以降に居住開始							
	⇒ H28年度：前年度返還金額を居住月数で按分し、補助対象金額とする H29年度：前年度返還金額全額が補助対象	町内住民登録(H27.5.1～)						
平成27年4月1日以降から奨学金を返還している場合	③H27.4.1以降に居住開始							
	⇒ H28年度から返還金額の全額が補助対象	町内住民登録(H27.4.1～)						
平成27年4月1日以降から奨学金を返還している場合	④居住期間1年未満							
	⇒ H28年度：前年度返還金額を居住月数で按分し、補助対象金額とする H29年度：前年度返還金額全額が補助対象	町内住民登録(H27.11.1～)						

平成28年度 飯田下伊那地区植樹祭(第67回全国植樹祭 県民植樹)
実施計画 (案)

- 1 開催目的 第67回全国植樹祭の開催を記念し、飯田下伊那地区の植樹祭を開催し、植樹作業を通じて森林・林業の大切さを再認識してもらい、森林を健全な姿で次世代に引き継ぐ気運を高めることを目的に実施する。
- 2 主催団体 飯田下伊那地区植樹祭(第67回全国植樹祭 県民植樹)実行委員会
(各市町村、下伊那山林協会、各森林組合、下伊那地方事務所等)
- 3 開催日時 平成28年5月22日(日)午前10時～午後2時30分まで
- 4 開催場所 下伊那郡松川町「およりの森」 (荒天会場：松川青年の家体育館)
- 5 参加予定人数 約600名
一般参加者、林業関係団体、森林組合関係者、市町村関係者、松川町関係者等

6 当日の内容

<晴天・雨天時>

- (1) 受付 9:30 ~ 10:00
- (2) 式典(みどりの宣言等) 10:00 ~ 11:00
- (3) 植樹活動 11:00 ~ 12:00
- (4) 昼食 12:00 ~ 13:00
- (5) 森林教室 13:00 ~ 14:30 (一般参加者及び希望者)

<荒天時>

- (1) 受付 9:30 ~ 10:00
- (2) 式典(みどりの宣言等) 10:00 ~ 11:00
- (3) (昼食・森林教室準備) 11:00 ~ 11:30
- (4) 森林教室 11:30 ~ 13:00 (一般参加者及び希望者)

- 7 植栽樹種 シラカバ、コナラ、ブナ、クヌギ他の植栽(計2,000本)

- 8 参集方法 直接開催場所へ集合とする

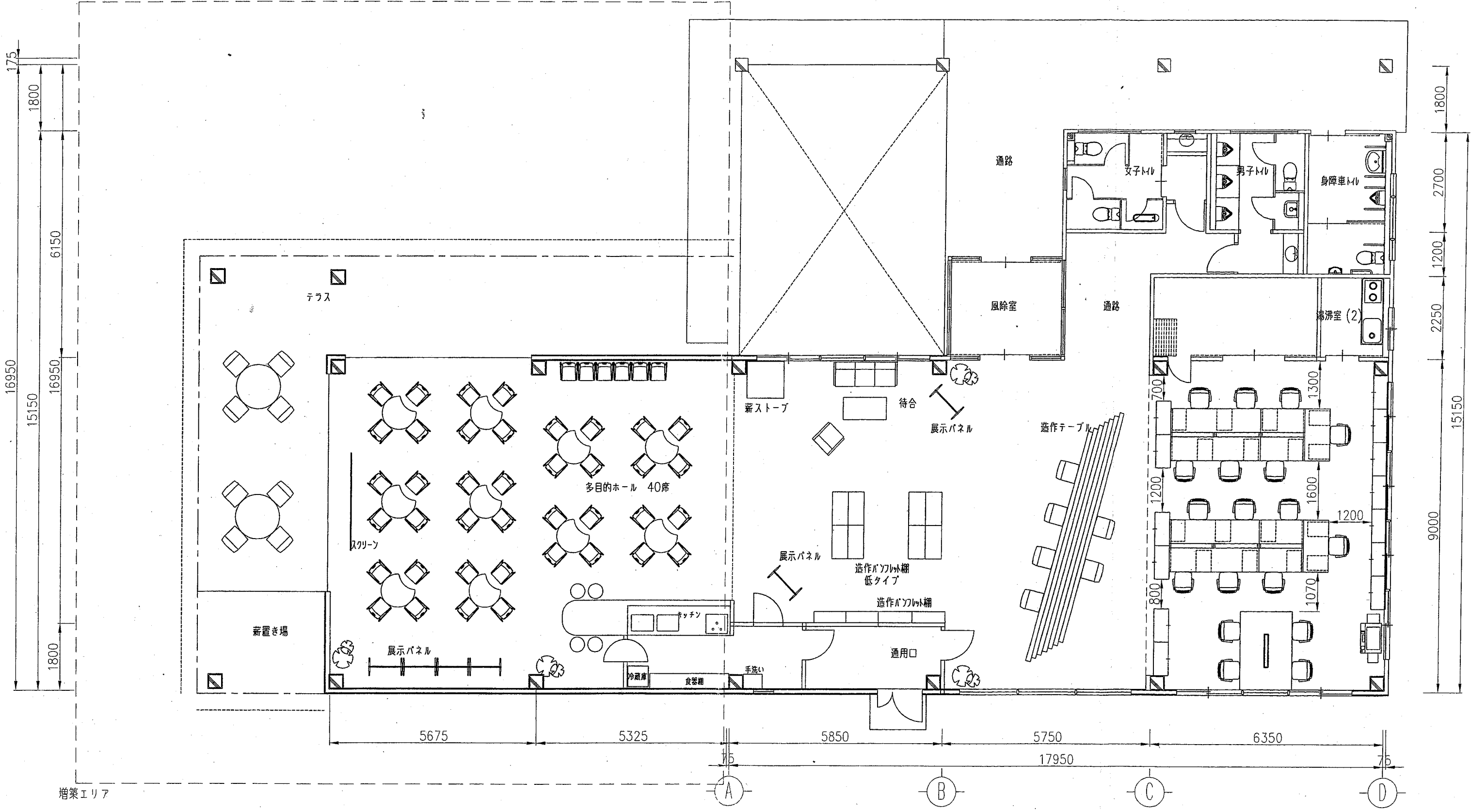
9 その他

小雨の場合は、決行する。

荒天の場合は代表者による記念植樹を行い、他の参加者は荒天会場にて式典等を行う。

およりの森周辺位置図





okamura 株式会社 岡村製作所 松本営業所	受領	検図	設計担当	営業担当	尺度 1/100 <A3>	顧客名 松川町役場	殿	図面名称 レイアウトプラン
			岩下 俊彦	小林 弘昌	設計年月日 2016/01/06	工事名 松川町交流センターみらい増築・改装工事		図面番号 201531600045 - 15YYGV0105

Plan-A

本体:鉄骨どぶ漬けメッキ仕上げ
 表層:SUSフッ素樹脂塗装仕上げ
 文字:SUS切り文字フッ素樹脂塗装仕上

ルーバー:イボウリン材

200

3.750

1.500

Scale 1:20

